

- 1、日 時：平成31年1月7日（月） 午後2時00分～午後3時00分
- 2、場 所：門真市役所 別館3階第2会議室
- 3、出席者：合田 誠、須河内 貢、五十野 文子、吉兼 和彦、山根 保、上村 梨恵、山元 真紀、  
水井 直美、林 孝俊、東口 房正、邨橋 雅広、内藤 弘子、奥田 智香、黒石 美保子
- 4、事務局：こども部 内田部長、坂本次長  
こども政策課 田代課長、山中課長補佐、高橋係員、山本係員、木山係員  
保育幼稚園課 花城課長、西川課長補佐、大中主任
- 5、傍聴者：0名
- 6、議 案：1. 部会の審議経過報告について  
2. 答申書（案）について  
3. その他
- 7、議事録

事務局：定刻になりましたので、ただいまから平成30年度 第2回 門真市子ども・子育て会議を開催させていただきます。本日は、何かとご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。本日の出席者数は14名で、過半数を超えており、この会議は成立しておりますのでご報告いたします。また、本日は傍聴の方はいません。続きまして、本日の資料確認をさせていただきます。

～資料確認～

事務局：なお後日、議事録の作成を行うため、本日の会議を録音させていただいておりますので、予めご了承ください。それではこれ以降の会議の進行につきましては委員長に一任したいと思います。委員長よろしくお願いいたします。

委員長：皆さん、あけましておめでとうございます。昨年中はありがとうございました。今年もご協力のほどをお願いいたします。それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。まず、「議題1 部会の審議経過報告について」でございます。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局(花城課長)：それでは、資料1の「平成30年度 第3回 門真市子ども・子育て会議 就学前教育・保育部会に係る審議経過について」をご確認ください。まず、議題1利用者負担についての概要をご説明いたします。内容については参考資料の「平成31年度における幼児教育・保育・療育の無償化の拡充について」をお願いいたします。こちらの資料1ページ目におきましては上段で、これまでの取組みといたしまして、四角の枠でございますが、子育て、教育に重点的な対策を行って、魅力のある教育・保育環境を創出することにより、子育て世帯の流出を防ぐとともに流入を促す。今後の門真の主役となる子どもへの投資、子育て環境の構築、就学前の時期は、生涯にわたる人間形成にあたり極めて重要、保護者負担軽減による子育て世帯の定住促進と流入という考え方に沿いまして、上の部分ですべての子どもが等しく質の高い幼児教育・保育・療育を受けることができる環境を整え、小学校教育（義務教育）への円滑な接続を進めるため、国に先行して無償化を実施する取組みを進めてきており、平成29年4月から5歳児の幼児教育等の無償化を実施し、平成30年4月からは対象範囲を4歳児へ拡大したものでございます。この取組につきまして、矢印の下ですが、国が2019年10月から3～5歳児の無償化を実施するところを門真市では先行して、平成31年4月から対象範囲を3歳児に拡大しようとするもの

でございます。

資料2ページにつきましては、平成31年度幼児教育・保育・療育の無償化の拡充内容のイメージ図を示したものとなっております。上段は門真市、下段は国の動きを示してございまして、内容としましては、平成29年度から5歳児の無償化を実施し、30年度から4・5歳児の無償化、31年度からは国より先行して実施してきた無償化事業について、平成31年4月より6か月前倒しで対象範囲を3歳児へ拡充のイメージを示したものであります。下段の国の方では10月から3・4・5歳児の無償化を進めるということを示してございまして。

資料3ページでは、無償化の実施方法を示してございまして。内容につきましては昨年度の実施方法と同様の形態となっております。したがって認可外保育施設の利用者は対象外としており、また、利用者負担（保育料）以外の、保護者会費や特定負担額についても対象外となっております。総事業費は約1億9,088万円、対象者は2,550人を見込んでございまして。3歳児の拡充部分につきましては、約5,983万円、対象者が840人を見込んでございまして。4歳児につきましては、約6,244万円、対象者は850人、5歳児につきましては、約6,861万円、対象者は860人と算出してございまして。この内容につきましては、下の米印がございまして、金額につきましては2019年10月より国が無償化を実施いたしますので、6か月分の市独自負担分を算出した額としてございまして。対象者は想定人数でございまして。また、満3歳児（1号認定子ども（幼稚園・認定こども園）及び私立幼稚園利用子ども）については3歳児に含んで計算してございまして。その下の表については、昨年度の資料と変わらないのですが、児童の利用形態及び利用施設それぞれの無償化実施方法、事業費及び対象人数を示してございまして。

4ページの資料をお願いいたします。こちらでは給食費（副食費）の取扱いに関する方向性を掲載させていただいております。ご存知かとは思いますが、給食費のうち副食費、おかず代に係る部分の取扱いについては、国においてこれまで保育料に含まれていた2号の副食費を1号と同様に施設による実費徴収とする方向で議論が進められてございまして。しかしながら本市が国に先行して平成29年度から実施してきたサービスの低下にならないよう、平成31年度については、2号の副食費相当額を施設に補助することで、引き続き現行の市独自の無償化水準を保とうとするものでございまして。内容については下の表が分かりやすく図式化したものでございまして、まず左側の国のところの現行は9月までの内容でございまして、2号認定（保育所等）のお子さんの保育料として徴収している保護者負担としては保育料と給食に係る副食費、おかず代を含んで保育料として支払っていただいております。それとは別に主食費、ご飯代は各施設が実費として2段階でお支払いいただいている形になります。こちらを国が今変えようとしているのが、無償化後の10月以降は、保育料に係る部分だけを無償化し、副食費に係る部分は主食費と合わせて施設の実費徴収という形にしようというものでございまして。右の門真市のところですが、現行の9月までの部分については、利用料を全て無償化してございまして、内容としましては徴収される額自体は保育料と実費徴収の部分を合わせると減っている形となるのですが、実費徴収に着目すると増えているように見えます。こちらを門真市はすでに先行して無償化を実施してございまして、副食費部分を合わせて無償化して参りました。このことから国の考え方を引き継ぎますとサービスが低下するような形となりますので副食費に係る部分につきましては市が独自に補助することでこれまで通りの保護者の負担の軽減を図るものでございまして。市独自の副食費の補助につきましては1か月3,000円を一人あたりの上限として考えてございまして。残っている問題といたしまして昨年度からこちらの会議でも議論されていたのですが、児童の認定区分1号認定と、2号認定により生じている給食費、副食費の差異につきましては、課題として残りますので財源の確保も含め引き続き検討していくこととしてございまして。

5 ページの資料につきましては、国における幼児教育の無償化の方向性を参考として掲載させていただいております。具体的な内容といたしましては、「子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。なお、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化する。」と示されております。「0歳～2歳児についても、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化を進めることとし、現在は住民税非課税世帯の第2子以降が無償とされているところ、この範囲をすべての子どもに拡大する。」「就学前の障がい児の発達支援（いわゆる障がい児通園施設）についても、併せて無償化を進めていく。また、幼稚園、保育所及び認定こども園と障がい児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象とする。」この内容につきまして、「2019年10月1日から全面的な無償化措置の実施を目指す。」とされております。

6 ページの資料をお願いいたします。この無償化に関連いたしまして、国の子ども・子育て会議昨年11月30日に開催されたものからの抜粋した資料でございますが、「幼児教育無償化に伴う食材料費の見直し」といたしまして、食材料費の取扱いに関する方向性（案）が示されております。この内容によりますと、食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとしてはどうか、としまして、「1号認定子ども（幼稚園等）・2号認定子ども（保育所等（3～5歳））は、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収（現在の主食費の負担方法）を基本とする。」負担方法は変わりますが、「保護者が負担することはこれまでと変わらない。」としております。生活保護世帯やひとり親世帯については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続します。こちらは現物給付により負担軽減をしようとしております。さらに副食費の免除対象の拡充等の措置を検討するとされております。3号認定子ども（保育所等（0～2歳））については、「無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。」としてこちらの変更は予定されておられません。下の表につきましては、国の考え方として現行の保育料と主食費、副食費の取扱いの方法が、無償化によってどうなるかを示したものになっておりますのでご参照ください。

資料に戻ります。ただいまの説明を事務局の方から説明しました結果、部会におきまして各委員から主な意見としまして、まず1ページ目でございますが、「副食費補助の上限額を3,000円とした算定根拠は如何。また、国が設定する実費徴収額が市の補助上限額を上回った場合や、子どもたちに季節、旬の食材を提供しようとした場合に当該上限額を一律に設定されると厳しいため、もう少し柔軟に対応してほしい。」という意見が出ておりました。これに対しまして、事務局といたしましては、公立園の給食費設定や、先行実施している他市、四條畷市の事例と、市内民間施設の給食費、主食費の設定金額を基に設定し、国における副食費の実費徴収額は全国的な状況を考慮して設定されると思われませんが、本市の状況等を鑑みて、3,000円の設定としているためご理解いただきたい、各園において給食に特色を出すことや充実させることを妨げるものではないため、保護者への説明、理解を得た上で必要な額を徴収することは、可能と考えるが給食費として徴収することは避けていただきたいと回答させていただいております。裏面をお願いいたします。

もう一点副食費に関するご質問といたしまして、「副食費に係る補助金は、保護者への補助金を施設が代理受領する仕組みとし、市民の負担軽減を図るものであることをアピールすべきである。」というご意見をいただいております。事務局としましては、「ご意見を踏まえながら、市民説明も含め、制度設計に努めたい。」と回答させていただいたものでございます。資料1の1ページにお戻り願います。た

だいまのようなご意見に対する回答を踏まえまして、部会での審議結果としましては、事務局案で進めることに対して合意を得たものでございます。議題1の説明については以上でございます。(16:40)

(田代課長): 続きまして、議題2のその他について説明させていただきます。2ページ目をお願いいたします内容としては、保育定員の拡充状況及び今後の予定についてであります。本会議の委員の皆様には、前回10月15日にお伝えさせていただきましたが、各事業者における施設整備の変更等に伴い、保育定員数の不足が生じていることから、再度、既存事業者に拡充意向を調査し、既存事業者による拡充を図ったうえで、それでも、なお子ども・子育て支援事業計画上の定員数に不足が生じる場合には、新規事業者の募集を行うとしておりました。そのため、昨年10月末から11月にかけて、既存事業者へ意向調査を実施させていただいたところ、民間幼稚園2園より、幼稚園の既存園舎、設備を活用しての小規模保育事業所新設の意向があったことから、31年4月の開園に向け、準備を進めていくこと、さらに定員数が不足する部分につきましては、31年度に新規事業者募集を予定していることをご報告させていただきました。

以上でございます。

委員長: ただいま事務局より、議題1についての説明がありました。この議題では、昨年12月19日に開催しました、平成30年度第3回門真市子ども・子育て会議就学前教育・保育部会での審議内容及びその結果について報告がありました。審議内容としましては、現在、実施している4歳児、5歳児の幼児教育・保育・療育の無償化を、国の取組みに先駆けて、平成31年4月より、3歳児まで拡充するとともに、給食費の取扱いについては、国において、10月以降2号の副食費を1号と同様に施設による実費徴収とする方向で議論が進められているところ、2号の副食費相当額を施設に補助することで、現行の市独自の無償化水準を保つとの事務局からの説明に対し、各委員それぞれのお立場から、副食費の無償化の上限額やその実施方法などについて、ご意見・ご質問をいただきましたが、事務局案で無償化を進めていくことになったとのことでした。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご意見やご質問はございますか。よろしく願いいたします。

～質疑なし～

委員長: 他にご意見がないようですので、次の議題に移らせていただきます。それでは、「議題2 答申書(案)」について、事務局より説明をお願いします。

事務局(花城課長): それでは、資料2「答申書(案)」をご覧ください。答申書の内容を読み上げます。「平成31年1月〇日、門真市長 宮本 一孝 様、門真市子ども・子育て会議、委員長 合田 誠、門真市子ども・子育て支援事業計画の推進について(答申)、平成27年10月5日付け門教政第669号にて諮問された標記計画の推進に係る事項のうち、平成30年度第2回門真市子ども・子育て会議で審議した内容について下記のとおり答申します。1 利用者負担について、幼児教育・保育・療育の無償化について、2019年10月から国が実施することに先行して、4月より対象範囲を3歳児まで拡大することについては、本市のすべての子どもが質の高い幼児教育・保育・療育を受けられる環境づくりを実現する観点から、事務局案を妥当と認める。なお、副食費に係る補助を実施するに当たっては、各園において給食に特色を出すことや充実することを妨げないよう柔軟に対応するとともに、当該補助金が市民の負担軽減を図るものであることを明示するよう制度設計に努められたい。」

以上でございます。

委員長: ありがとうございます。ただいま事務局より、答申書(案)についての説明がありました。先ほど議題1において、ご報告いただきました内容を受けての答申内容となっているかと思っております。この答申書

(案)について、何かご意見やご質問はございますか。

内藤委員：当該補助金の市民の負担軽減というところなのですが、子育て世代ではなく市民という認識でよろしいのでしょうか。もうひとつは、利用者負担ですがこれは利用できる方の負担ということになりますよね、利用できない方には関係のない話ですが、保育所は保護者が働いていなければ利用できないのでしょうか、やはり優先順位などはありますよね。働かれていなくてお家で面倒を見ている方、そういった方はこの恩恵は全く受けられない、または利用したいけれど利用できない方は恩恵は受けられない、負担軽減は何もない。ということだと思っております。そうしますと公平性をイメージした話をされていますが、利用できない方、利用するつもりのない方について全く関係のない話になってしまっていますが、そこは子育て世帯の流出を防ぐとともに流入を促すと資料に書いている以上、これだけで解決する問題ではないだろうと以前から私は思っておりますので、施設を利用できない、もしくは利用せずに子育てをしようとしている世帯についてはどういった施策を考えているのかをお伺いしたいです。

委員長：わかりました、では内藤委員からの質問が2点あったかと思えます。まず資料の「当該市民」という表現について事務局から説明をお願いします。

事務局(花城課長)：内容といたしましては、確かに恩恵を受けられる方につきましては、市民の中でも子育て世帯、特に施設を利用される方になりますので、表現としては子育て世帯という表現でも問題はないかと思えますが、門真市の方という意味合いで市民という分かりやすい表現を選んだつもりでございます。

内藤委員：市民で良いかとは思いますが、子どもをおじいさん、おばあさんが育てている場もあるので子育て世代と言ってしまうと、それは違うのかなと思います。市民全体の負担軽減というよりも市民にとってこのことがすごく大事だというイメージです。子どもが増えて、子育て世代、働く世代が増えていけば税収も増えますし、市民にとっては大切なことなので市民という表記でも良いのかなとは思いますが。その内容が市民にとってすごく大事なことなのだと書いてもらえると、子育て世帯は得だが市民の税金が使われてしまうのではないかとおっしゃる方がときどきいらっしゃって、そうではないという事をアピールしていただければ、良いのではないのでしょうか。こういった問題は高齢者の方は、私達は補助金をもらったことがないとか、ただでサービスが利用できて良いな、と言いますが、そうではなくて自分たちのためにもこういった施策を理解して、子ども達が増えて、子育て世代が増えるということが、高齢者にとっても大事なことなのだと常に理解していただくのが大事ではないかと、保育所が建つと周囲がうるさくなるので嫌だという問題も解決すると思うので、高齢者、市民、門真市にとってもこういった施策がとても大事なのだと上手にアピールしていくことが重要ではないかなと、そうすることで負担軽減が市民にとって有意義であると理解していただけるのではないかと思いました。以上です。

委員長：貴重なご意見ありがとうございます。では次に2点目の利用者負担のことで利用者ではない方に対する施策、考え方について事務局から説明をお願いします。

事務局(花城課長)：まず、今まで続けてまいりました4、5歳児の方これからは3歳児の方にも無償化を広げようということでございますが、これまでの4、5歳児に関しましては幼稚園も含めいずれかの施設を利用されている方がほとんどだということになっておりました。確かに、数パーセントの方はどこの施設も利用せず、ご家庭で子どもの面倒をみられている方がおられるのは事実でございます。そのような方や、待機児童になっている方もいますが、4、5歳児に関しては待機児童がほとんどいない状態でございますので、課題として施設整備を進める中で解消を図ろうと考えてまいりました。来年度進めようとしている3歳児につきましては、4、5歳児よりも待機児童がいる状態ではございますの

で、これらを解消につきましては、保育定員拡充という形で、子ども・子育て会議のもう一つの議題にもなっていますが量の拡大、量の確保の施策を併せて進めることで、予算を確保しながら受け皿を増やしていこうとしているところでございます。また、国が無償化を進める中で同じような議論が出ております。待機になった方の対応をどうするかということで10月から進められる内容ではございますが、この中では待機になった方について、一時預かり、病児保育のサービス、ファミリーサポートセンターのサービスを利用される方に対して一定の上限額を設けながら無償化の同程度のサービス、無料で利用できるようにと検討されているところです。ただし、まだ市町村に対する詳細が決まっていない状況ですので、状況を見極めながらただいま内藤委員がおっしゃられた、施設を直接利用されている方の無償化以外のフォローというところも考えていきたいと思っております。また、認可外施設を利用されている方の取扱いも合わせて議論されておりますので、国の動きを見極めながら市の方向性を定めたいと思っておりますので、ご理解ください。

内藤委員：今のお話は保護者が働くことが前提のお話だったかと思うのですが、働かずに家で子どもを育てたいという方、赤ちゃんがいて、おじいちゃん、おばあちゃんの面倒も見ないといけないとかそういった方が働かずに家で3歳児、これから0～2歳児も含めるともっと増えると思うのですが、そういった方が取りこぼされている、子育て世帯の中で働かない方について何かあれば良いのになと思います。無償化するのならとにかく子どもを預けて働こうか、という方向性になってしまうのかなと思います。保育士さんもいつも言うのが、講習会に行けないし、施設を拡充するということは保育士さんも増やさないといけない、仕事で手一杯になるし、そうではなくて、お家で働かず、預けずに子育てされる方について、何かもう少し施策があれば、あえて預けることもないし、保育士も余裕をもって保育に従事できるし、色々な講習会にも行けるのではないかと思います。対して働かずに自宅でダブルケアをされてる方もいらっしゃるの、働くお母さんに対しては国も熱心に支援していると感じますが、そうでない方に対しては何もないのかなというイメージがあって、子どもが小さいうちは家でゆっくり子どもと向き合いたいという方は、好きにしているとされているように受け取れます。国のやり方は預かってあげるの、働け、働けと言っているような気がしますが、そこを門真市としてどのように考えていますか。

五十野委員：保育園の場合はそうですが、これは幼稚園の利用料の無償化も含めているので、別に問題はないと思います。ご意見は働いているお母さんの保育園のことばかりおっしゃっていますが、これは幼稚園も全てです。だから家で見て幼稚園に預けている人も当然おられますので、勘違いされてはいませんか。

事務局(内田部長)：内藤委員のご質問の確認をさせていただいてよろしいですか、幼稚園にも保育園にも預けていない、家庭で見ている方への支援なのですが、これまでも市内南部では、市民プラザの中のなかよし広場、砂子みなみこども園でも地域の子育てサービスを充実させる部門をつくりました。合わせて今年の4月からは、北部の拠点として保健福祉センターの中に新たに子育て支援センターを設置し、そのような形で子育て支援をしていこうと考えておりますので、ご説明させていただきました。

委員長：内藤委員は、働くお母さん、働かないお母さんという点を気にされているように見受けられたのですが、いわゆる子育て世帯全体を対象とした捉え方で考えていただく必要があると思います。色々な形でフォローアップはされているということでご理解いただければ良いかと思えます。次に邨橋委員からそれに基づいたお話がございませう。

邨橋委員：答申書(案)に、平成27年10月5日付け門教政第669号にて諮問された標記計画の推進に係る事項のうちとありますが、この中身が何なのか、利用者負担ということでここで挙げられているのは、2号だけなのか1号も含むのか、あるいは無償化になって10月以降3月までなのか、それから先も継続す

る計画が出ているのかによってこの文言が変わってくると思います。そこを事務局で整理されてからこの話をされた方が良くと思います。

委員長：今の問いかけに対して、事務局より説明をお願いします。

事務局(花城課長)：その内容に関しましては、参考資料の4ページに掲載しております。「中段の児童の認定区分(1号、2号)により生じている給食費(副食費)の差異については、財源の確保も含め、今後引き続き検討していく。」としており、郵橋委員がおっしゃられた、1号と2号のうち対象は2号だけなのかという質問にですが、市のサービスを落とさないということに焦点を置き、展開しようとしておりますので、対象は2号だけということになっています。今までの議論にもありましたとおり1号認定、いわゆる幼稚園を利用されている方が給食を利用される場合、ご飯代とおかず代、すなわち主食費と副食費も両方合わせた給食費として支払われている、これに対しては今までと変わらない負担をしていただく形です。しかしながら2号認定、いわゆる保育所を利用されている方は今まで、保育料の中におかず代である副食費を含んでお支払いいただいていたものを、保育料が無償化することで同時に無償となっていましたので、ここで副食費の取扱いが幼稚園と保育所で違うではないかという議論がございました。これはそのまま課題として残っており、今申し上げましたとおり財源の確保の点がありますので、今後引き続き検討していきたいと思います。

郵橋委員：2019年10月以降の無償化になった時に給食費の補助が出るのは、2号認定の子どもたちだけで3月までの予定で、ただし財源が確保できれば継続する可能性はあるということですね。

事務局(花城課長)：そうです。予算の確保については毎年の議論になるので、担当部局としては引き続き拡充も含めて検討を続けたいと思っておりますが、今回お示ししているのは来年の3月までの半年間、2号認定の副食費を補助するというものでございます。

郵橋委員：それが第669号の諮問の内容ですね、そこが限定されているか、されていないかで書き方が違ってくると思われましたので、利用者負担についてということであればこの給食費の補助金が市民の負担軽減を図るものであることにはなっています。もしこの諮問の内容がそれより広い範囲のものであるとすると、内藤委員が言った内容をどこかに盛り込まないと、子育て支援という内容から外れてしまうのではないかという気がします。もう一つ、話の中で気になったことが、待機児童が出てくるのが考えられると思います。少子化はどんどん進んでいき、子ども達の人数は減っていきます。ただし、無償化になって利用したい人は増える可能性はあります。これは少子化で子どもが確実に減っていくので一時的な利用かもしれない。なので、人口減と利用増の見通しを今後の全体会議の中で示していただければありがたいです。待機児童が発生したからといって施設を造った時に、少子化が進むとその施設を利用する子ども達は減っていきます。そうすると施設をどのように維持するのか、あるいは閉鎖するのかを考える時に、事業者としては頑張って作ったのだからそのまま維持したい。事業者が保育を進めていく時に考えることは、子どもよりも子どもを預ける親が良いと思ってくれる保育としていこうと焦点がずれてしまう可能性があります。それは本来あるべき保育の質が低下する方向に動いていくので、そこを考えた上での施設の設定と待機児増及び人口減の見通しをある程度示していただくと良いかと思っております。それからもう一つ、内藤委員がおっしゃったように保育を維持するための保育士が不足しています。この前も言いましたように、知人の運営する園では、10月の採用で退職者1人を含めて6人の採用予定で3人しか採用が決まっていなかったようです。それ以降12月採用にむけて、公立園の受験者を対象に11月からもう一度ウェブサイトで募集したのですが、結果的に学生採用は増えず、他の園から転職者を1人採用しただけで、A園からB園に1名移ったというだけで全体の数は一緒です。やはり、辞められた園はしんどくなり、来ていただいた園は何とかなるものの、それ

でも保育士の数は足りず、質の問題が出てくるので、働いていない方への配慮も必要ですが、とりあえず質の維持というところが、これから先の子育て支援の中では大事ではないかと思います。今すぐ返事をしてくださいという訳ではありませんが、その2点を決めるのがこの会議ではないかと思しますので、是非検討をお願いします。

内藤委員：保育士さんが今の処遇のままで働くのは、子どもも産めないし、うっかり妊娠もできないし、それこそ結婚するととなると辞めないといけないことになる。お金の問題ではなく余裕をもって働くことができない背景が、保育士が増えない原因であるのではないかと思います。家で子育てをしている方に対して、色々な施設があり、新しく設立されるのは知っていますが、それ以外にも何か補助があれば良いのではないかと思います。焦って働きたい訳ではないが、現状では預けて働いた方が得であると思いい、子どもを預ける、保育士が足りない悪循環があるような印象をしているので、保育士が一気に増えることもないでしょうし、少子化が止められなくなるので、もっと楽に子育てができて、3人目を産もうかなと思えるような施策があれば、門真市で子どもが増えていくのではないかなと思います。保育士さんも女性ですし、結婚して子どもも産みたいでしょうが、それができる状況ではないという意見も伺います。そこは何とかならないのかなと思いい意見を出しました。

委員長：現場の、結婚、出産したいけどできないという意見に対し、現場の先生がいらっしゃるので実情が果たしてどうであるかをお伺いしたいと思います。

東口委員：それは違いますね、主婦の保育士も園に5人以上はいます。待機児童0歳児に対して、年間9万人必要だと言われています。毎年施設も増やし、保育士も増やさなければならぬため若年層、新卒者がそちらに流れています。なので既存の園には人材が流れてこない状況です。今の新卒の保育士は4、5か所受けて自分で1か所を選びます。昔は園につき4、5人の申込みがあり、そこから2、3人を選んでいたのですが、それが逆転してしまって売り手市場という感じではあります。なのでこちらで内定を出し1人確保したと思っても、他の園に決まっており辞退しますという事が結構あります。それは他の園の先生方も良くご存知かと思いい。

郵橋委員：実際雇う側としては子育ての経験がある方が、親の気持ちがわかるのでありがたい、うちの園では今0歳の子どもを他の園に預けながら働いている保育士がいます。ただし、そうなると働ける時間が変わってきます。今は社会的に、例えば1月1日元旦からお店が空いていますよね、その店の店員の子どもはどうしているのかといった社会的な問題は大きいです。それからどんどん新しい施設ができてくると、既存の施設は1、2人の募集であるのに対し、5、6人と募集するので、応募者は合格率が高くなるからとそちらに応募する。そうなると既存の施設への応募が減り、先ほど言いましたとおり保育士が足りなくなります。最終的に4月の段階でも足りないとなると、予定していた人数を受け入れられないという事態が起こり、15人受け入れる予定が10人になってしまう。それは当然待機児童となりますので、少子化の進行と施設を増やすことと合せて保育士のことを考えていただきたいです。

東口委員：どうしても国の施策では、対処療法でしかなく、根本的治療に向いていないですね、ケガをしたからバンドエイドを貼っておこうかというばかりで、ケガをしないようにすればいいとの方に目が向いていないというのはあります。2号認定のお子さんが増えているので、お母さんが家にいましょうというキャンペーンが一時はあり、幼稚園が増えた時もありました。ですが、子どもを預けた方が得である部分が多少あるので、働きたくないけれど預けて働こうかというお母さんもかなり増えてはいます。20年ほど前からその状態です。こちら子どもから情報を得ますので、お母さんは今日何をしているのかと聞くと、家にいないと言われてしまうんですね。

郵橋委員：守口市で少子化対策のために0歳から無償化を始めましたね、一番問題になってくるのは、3、4、



5歳はどこかに入っている方がそのまま繰り上がっていくのでそんなに変更はないのですが、0、1、2歳が急激に利用申請が上がって年間約500人なのですね。ではそれをどうするのかとなると、施設をどんどん作る、そこに保育士の募集が集中する、既存の施設は中々人材が来てもらえない。そのような悪循環があるので、待機児童が多いから施設を作れば良いという問題ではない。作れば作るだけ、とりあえず働こうかという方や、預けられるならただで預けて収入を増やそう・楽をしようという親の気持ちとのバランスを考えた政策を是非行政にはお願いします。

内藤委員：家で子どもを育てているとしんどい時があるのですね、だから預けて働く方が、忙しいけれど楽な面もあるのかなと、そこは色々な方がいるので、家で子どもとゆっくり向き合いたいと思う方が損をしてしまうのは、とても残念な気がします。日々新聞や子育て世代の娘、その友人の話聞くと損をしていると感じているようです。

吉兼委員：現場の先生の経験に基づく意見は、重要なものとしてしっかりと聞かなければいけないです。そのような状況を踏まえて、答申書(案)についてこれ以上のことは書けないと思います。

委員長：一つずつ整理します。内藤委員の話は現場の先生の実情を聞いて了解を得ていただいたかと思います。郵橋委員からは今後の提案として2点、保育士対策と新しい施設を作ることはどうなのか、その議論をまたこの場で題材としたいとのご意見がありましたので、事務局は今後の課題として認識していただきますようよろしくお願いいたします。それと答申書(案)のことにつきまして、吉兼委員からこの文面で構いませんと意見をいただきました。他にご意見がないようですので議題2答申書(案)について、の審議は以上とします。最後に、「議題3 その他」として、事務局より何かありますでしょうか。

事務局(田代課長)：事務局より、今後の予定についてであります。今年度最後となる第3回全体会議として、3月25日(月)の午後2時からを予定しております。議題といたしましては、部会の審議経過報告や第2期の計画に係るニーズ調査の結果についてなどを予定しております。詳細につきましては、追ってご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

委員長：ありがとうございました。ただいま次回の全体会議の日程開催の説明がありましたが、事務局の説明に対して、何かご意見やご質問はございますか。

特にないようでしたら、本日の議題は全て終了いたしました。以上をもちまして、「平成30年度 第2回 門真市子ども・子育て会議」を終了いたします。皆様ありがとうございました。